

お知らせ

緊急事態宣言発令に伴う特別取扱について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。
当社では、新型コロナウイルス感染症によるお客さまへの影響が長期化している状況を踏まえ、下記の特別取扱の実施を決定しましたのでお知らせいたします。

今回決定した特別取扱の内容

●保険料払込猶予期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料のお払込みが困難な場合、ご契約者さまからのお申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間（ご契約更新後の保険料のお払込みを含む）を最長6か月（2021年10月31日まで）まで延長いたします。

当特別取扱につきましては、緊急事態宣言の対象地域のお客さまに限定せず、国内全地域のお客さまを対象に実施いたします。

なお、すでに保険料払込猶予期間の延長の特別取扱をご利用いただいているご契約につきましては、お取扱いに変更はございません。

当社では、今回実施する特別取扱に加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対し、引き続き下記の特別取扱を実施してまいります。お取扱いの詳細につきましては、下記の専用窓口までお問合せください。

●保険金・給付金請求手続きの簡易取扱

お客さまからのお申し出により、必要書類を一部省略する等のお取扱いをいたします。

●入院給付金に関する特別取扱

以下の場合、所定の書類をご提出いただくことで、入院給付金のお支払対象といたします。

- 医療機関が満床等の理由で入院できず、都道府県が設置した宿泊施設等や自宅において入院と同等の療養を受けた場合
- 医療機関が満床等の理由で当初の予定日より退院が早まり、都道府県が設置した宿泊施設等や自宅において入院と同等の療養を継続した場合

以上

<お問合せ窓口>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別措置受付専用ダイヤル

0120-272-860（平日 9:00-17:00）

※お問合せ状況によりお電話が繋がりにくい場合がございます。ご了承のほどお願い申し上げます。